

独立行政法人国際協力機構 平成23年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成23年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

第1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営における機動性の向上

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力が最も適切に実施されるよう、民間セクターやNGOとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。
- イ. 事業実施における現場主義のさらなる強化のため、現場の円滑な業務実施に資する人員体制の強化や在外を支援する本部の取組強化等、必要な改善を行う。
- ウ. 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスの合理化を図り、責任の明確化を通じ、業務効率の改善を図る。
- エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。
- オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月7日閣議決定）も踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証を行うとともに、その検証結果及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、機構本部等の業務運営体制の見直しも含め、国内拠点等の配置の適正化のための必要な見直しを行う。

2. 業務運営全体の効率化

- ア. 研修員受入の手続きの一層の効率化に向けた検討を行う。
- イ. 専門家派遣について、派遣システムの効果的運用等により、手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、関連団体等との契約の適正化や事業支援要員の配置・手当の見直し等を含めた抜本的な改革を図るとともに、引き続きボランティアポータルシステムの安定的な運用及び改善等を通じて、手続きの効率化を図る。
- エ. コンサルタント等契約について、より競争性・透明性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続きについて廃止を含めて見直しとともに、技

術協力プロジェクトや協力準備調査等の質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札（総合評価落札方式等）への移行を進める。また、契約業務の適正化を促進すべく、一般業務費定率化のレビューを含め、積算体系の見直しを行う。

- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化の定着を図る。
- カ. 関連公益法人等との契約を含む契約の見直しについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行とともに、一者応札・応募の改善等競争性の確保に取り組む。
- キ. 企画競争において、評価項目、評価基準、評価結果等の開示を進め、透明性を高めるとともに、密接な関係のある法人との取引契約状況の公開を開始する。また、契約監視委員会による競争性のない随意契約の悉皆的 point 検の結果を踏まえて新たな随意契約見直し計画を策定し、機構の契約の競争性向上に引き続き取り組む。
- ク. コンサルタント等契約における再委託契約について、第三者による抽出検査を実施する。また、国内での研修委託契約については、職員等による研修現場及び委託先に対する実施状況のモニタリングを強化するとともに、不正情報等について国内機関との情報共有を促進する。
- ケ. 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドライン等に基づき厳正な措置を実施する。
- コ. 内閣府のスケジュールに基づき、市場化テストの趣旨に鑑みながらこれまでの実績の評価及び次期3ヶ年の計画策定及び入札を実施する。
- サ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘事項も踏まえた取組を行う。
- シ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘事項も踏まえた取組を行う。
- ス. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成23年度人件費を対平成17年度比で6%以上削減する。
その際、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえ、役員職員の給与について必要な見直し等を進める。
- セ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング手法の改善を引き続き実施するとともに、研修等により職員の能力強化を図る。
- ソ. 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、公表したシステム最適化計画に沿ったシステムの設計・開発に着手する。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 統合効果の発揮

- ア. JICA Analytical Work の策定を進め、各国の開発計画、開発課題、他ドナーの動向等の分析等により、各国における事業の方向性を明確にし、戦略的なプログラムの形成を支援する。また、国別援助方針／事業展開計画を活用しつつ、計画的な事業の実施を行う。
- イ. 協力準備調査の実施等を通じ、引き続き案件形成の迅速化、3つの援助手法の連携を図る。併せて協力準備調査導入による効果の検証を行い、必要に応じ業務フロー等協力準備調査制度の改善を図る。

II 事業に関する横断的事項

1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、新成長戦略に沿った取組、アフリカ支援、アフガニスタンをはじめとする平和構築支援、環境・気候変動対策への取組等を重点とし、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。
- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針等の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、金融・経済危機、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。また、右実現に求められる概念理解のさらなる促進を図る。
- エ. 関係機関・他ドナーと本部や現場レベルにおける連携協議や具体的連携案件の実施を進めつつ、人事交流等を行う。また、関係機関・他ドナーと共通の関心事項については、機構の知見や経験を活用して国際会議等を通じて発信する。
- オ. 国際的な援助効果向上の取組を踏まえつつ、開発効果向上に向けた議論について、機構の取組や知見を活用し、援助効果向上のためのハイレベルフォーラム等の主要な国際会議等を通じて対外的に発信する。
- カ. 民間企業等との対話を引き続き強化するとともに、NGO等さらに多様なステークホルダーの協力も得た民間連携を推進することで開発効果の一層の強化を図る。また、22年度までに制度整備した民間連携を促進する協力準備調査（PPP インフラ事業、BOP ビジネス連携促進）の活用により具体的な協力案件を推進しつつ、もって新成長戦略にも貢献するとともに、さらなる民間との協力のあり方について検討する。
- キ. 技術協力プロジェクト等事業における民間の参加を促進する。
- ク. 国別・地域別の協力戦略策定のための外部有識者を招いた会議、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との情報共有や意見交換を進め、開発途上国への資金協力における連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとする JICA 事業経験者等の現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 同種の犯罪・交通事故に巻き込まれることを未然に防止するための取組強化を含む関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーション、派遣中の安全対策を継続的に実施する。
- シ. 円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言も踏まえ、施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。

2. 外務大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

3. 情報公開、広報の充実

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と支持を促進するため、新広報戦略に基づき、国際協力の意義や必要性の背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報、及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、国内事情にも十分配慮した上で行うこととする。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭におきつつ、新しい媒体の活用も含め効果的かつ効率的に実施し、総合的な対外発信機能を強化する。

4. 環境及び社会への配慮

- ア. 新環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 4 月公布）をそれぞれの対象協力事業に適用する。また、旧ガイドライン適用案件も含め、適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. 環境社会配慮助言委員会の適切な運営を行う。
- ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- エ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- オ. 平成 22 年度に策定した中期的な削減計画に基づき、省エネルギー・省資源化を推進する。

カ。「JICA環境方針」を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進する。

5. ジェンダー平等

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また、部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。
- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

6. 事業評価

- ア. 平成22年度までに整備・改善した3つの援助手法の整合性ある評価手法を適用し、職員はじめ事業関係者に対する研修等を通じて、PDCAサイクルに沿って一貫した事業評価の適切な実施を継続する。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、事業評価外部有識者委員会を開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。特に事後評価に関しては、無償資金協力事業の移管等に伴う対象案件の増大に対応し、平成22年度より着手した実施方法の効率化を進めつつ、評価の質並びに客観性の確保を図る。外部有識者・機関等による事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（平成23年1月外務省）」も踏まえ、評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有等の充実を図る。
- オ. 技術協力における事業の費用対効果の明確化について、平成22年度までの調査研究・検討結果に基づく課題を踏まえ、定量的な評価指標の設定を徹底するとともに、これを用いた評価を拡充する。

Ⅲ 各事業毎の目標

1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

（1）技術協力全般

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、知見を蓄積し、国際的な会議等において積極的な発信を行う。
- イ. 南南協力支援の効果的実施を図るとともに、その有用性について積極的に国際会議等を通じ、対外的な発信に取り組む。
- ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等

を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。
エ. 職員が外部状況の変化により包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施を行うための事業マネジメント手法に関する職員向け研修を実施するとともに、より良い事業マネジメントのあり方に資する取組を着実に実施する。

(2) 研修員受入事業

- ア. 課題別研修の評価制度について、運用状況を踏まえ改善を図る。事後評価制度については、平成22年度の結果を踏まえ、引き続き実施する。
- イ. 平成22年度までの改善点に加え、分野・課題に関する検討を通じて開発途上国の需要及び協力プログラムとの整合性をより明確にした案件の改廃、新設の検討を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた研修事業の改善を行う。
- ウ. 策定済の研修実施基準に基づき、本邦における課題別研修及び海外における研修等を実施する。課題別研修については、協力プログラムとの整合性に留意し、組織開発や制度改善につながる研修の形成・実施を行う。
- エ. 帰国研修員を対象としたインターネットサイトの利用促進及びソフト型フォローアップ協力を適切に実施する。
- オ. 青年研修事業については、さらに研修効果を高めるため、各国の援助課題や協力プログラムとの整合性に留意しつつ実施する。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

- ア. 専門家の質の向上及び円滑な確保のため、見直しを行った人選方法の適切な運用・改善を行う。
- イ. 個々の専門家の活動に対する評価制度について、実施状況を引き続きモニタリングするとともに、評価情報のさらなる有効活用を検討する。
- ウ. コンサルタント選定に関し、評価方法及び評価結果の開示、評価基準の改善を行うとともに、コンサルタント実績評価方法の見直しを行い、透明性及び競争性の向上を図る。
- エ. ファストトラック等に認定された緊急案件については、公示から契約までの手続きを30日以内で実施するとともに、コンサルタント等の「指名人材プール制」のモニタリングを引き続き行う。

2. 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

- ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- イ. 我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。
- ウ. 円借款支援を通じて、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。
- エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、借入国の債務持続可能性等を的確に把握し、債務管理能力及び事業実施能力の向上を図る。
- オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させ、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを行うとともに、技術協力等と組み合わせた事業の実施を促進することを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業

実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。

- カ. 民間企業、地方自治体、大学、NGO等との連携を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。
- キ. 海外投融資について、パイロットアプローチを適切に実施し、開発効果の高い新規事業の形成・採択に向け取り組む。
- ク. 出資先法人の経営に対して必要な関与を行う等、適切に監理を実施する。
- ケ. 民間企業、地方自治体、大学、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。

3. 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

- ア. さらなる無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化、工期設定の柔軟化等これまでの取組を継続する。また、天災や治安の悪化といった予め想定できない事態に対応するための予備的経費については、試行の実績を分析し、有効性と運用上の問題検証を行い、必要に応じて改善を検討する。
- イ. 「ODAコスト総合改善プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。実行に際しては前年度までの実績を分析し、より一層の効果発現に努める。

4. 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

（1）ボランティア事業

- ア. 国別の事業展開計画で示される開発課題を踏まえた案件形成を行なうことにより、他事業との連携を促進する。また、国際ボランティア会議等において日本のボランティア事業について紹介するとともに、連携のある他機関との関係を継続・強化する。さらに民間企業・NGO等との具体的連携を促進し、これらを通じて現地ニーズにより合致した案件の発掘・形成に努める。
- イ. ボランティアの派遣計画については、派遣国の要請、職種、現地運営体制、ボランティアの活動状況を勘案しつつ、さらに効果的効率的な事業展開に適した派遣計画を策定する。募集・選考方法の改善については、より適格な人材確保のため、選考時の技術審査の標準化を図るとともに、企業との間で相互にメリットを共有できる関係を構築したうえで、企業の知名度やネットワークを利用したボランティア事業の効率的な周知及び応募を促進する。また、募集広報、説明会、選考等の一層の経費削減を進める。訓練・研修方法の改善については、技術補完研修及び派遣前訓練の内容を見直すことで、ボランティア合格者の能力強化を図る。
- ウ. 地方自治体や民間企業との連携を促進するとともに、現職参加制度導入または導入予定の地方自治体、教育委員会、民間企業等に対するフォローの徹底を図る。
- エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援として、機構での活用を今後も積

極的に継続するとともに、地方自治体、教育委員会、民間企業等に対する優遇措置導入に係る働きかけを引き続き行う。また、帰国ボランティアの日本国内外での活躍等の好事例の収集及び積極的な発信を行うとともに、国民に対しボランティア事業が開発途上国に対する貢献だけでなく、日本社会にも経験が活かされる事業であることについて一層の理解を促進すると同時に、帰国ボランティアの地域興しの取組への円滑な参加を支援する。加えて、国内積立金の見直しを反映する。

オ. 上記各項目や、既往の制度の拡充や新たな施策の導入の検討を通じ、我が国にとって必要なグローバルな視点を持った人材の育成を図る。

(2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

ア. 草の根技術協力事業の拡充等により、NGO等との連携をさらに推進する。

また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、国際開発高等教育機構（FASID）から移管されるNGO研修を含め、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。

イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容のさらなる充実により理解の促進を図る。

ウ. 草の根技術協力事業について、簡素化に留意しつつ事業拡大に適切に対応するための制度を適用する。

エ. 草の根技術協力事業について、NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を整備し、ホームページで公開する。

オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、これまでの実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクを通じたNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動支援を行う。

カ. 市民参加協力の拠点となる機関等において、NGO等の市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、NGO等の市民団体のネットワーク化の場を提供する。

(3) 開発教育支援

ア. 出前講座については、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。また、国際協力推進協会（APIC）から移管される資料も活用し、開発課題に関する教材及びホームページの内容を改善する。

イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図り、学校単位での

開発教育の取組を支援する他、外務省から移管されるグローバル教育コンクールへの応募促進を図る。特に、教師海外研修については、学習指導要領等の改訂の動きにあわせた学校での取組を促進するため、教育委員会職員の派遣も行う。また、教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供する。

5. 海外移住（法第13条第1項第5号）

- ア. 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、国際交流基金への移管も含めた事業実施の方向性について関係省庁・機関と検討・協議する。

6. 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

（1）緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、チャーター便の利用も検討し迅速な派遣を目指すとともに、調査チームによる調整支援等により、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
- イ. 国際緊急援助活動の質の向上に資するため、研修・訓練派遣の実施後にレビューを行い、その結果を反映して研修・訓練内容を充実させる。また、国連人道問題調整部（UNOCHA）等との連携により、都市型搜索救助に関する国際協調体制等の強化に貢献する。

（2）緊急援助物資供与

- ア. 被災規模・救援ニーズを迅速かつ的確に把握して物資の内容・規模を確定する。また、供与実施後のモニタリングを通じて必要なフォローアップを図るとともに、教訓を抽出し、今後の物資供与の実施の改善に資する。
- イ. 被災国政府による迅速で効果的な物資配布を促進するため、NGO、赤十字、国際機関等との情報共有・連携を図る。

7. 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。
- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修の実施、長期研修及びジュニア専門員制度の見直し等を行なうとともに、対象者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。
- ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を推進する。

8. 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

ア. 機構の強みを活かしつつ、引き続き、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、JICA事業へのフィードバックと国際開発潮流の形成に資する国際水準の研究を推進するとともに、第三者評価の結果を踏まえ、研究活動のさらなる充実を図る。また、ワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ホームページの充実等により発信を強化する。

イ. 効率的な研究所運営及び研究プロジェクト実施体制の強化に関する取組を着実に継続する。

9. 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

2. 収支計画 別表2

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表3

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債務者の状況に応じ、履行延期特約の締結を含めた適切な回収促進に努める。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

第4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避す

るため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画で認可された不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

第7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成23年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	1, 596
計	施設整備資金	1, 596

（注記）金額（「第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

2. 人事に関する計画

ア. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、本年度の勤務成績の評価を適切に実施する。

イ. より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を検討し実施する。

ウ. 国際協力のプロフェッショナルとして能力を発揮すべく、業務内容の高度化・専門化に対応した職員研修を推進する。

**3. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項
(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)**

- ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。
- イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

4. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

5. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行う。

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金	143,301
	事業収入	564
	受託収入	1,512
	寄附金収入	9
	施設整備資金より受入	1,596
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	57
	計	147,039
支出	一般管理費	10,296
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,238
	業務経費	133,626
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	132,746
	受託経費	1,512
	寄附金事業費	9
	施設整備費	1,596
	計	147,039

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

[人件費の見積もり]

年度中の人件費総額見込み 12,464百万円。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画

別表 2

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		144,805
	経常費用	144,805
	一般管理費	9,030
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	8,973
	業務経費	133,626
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	132,746
	受託経費	1,512
	寄附金事業費	9
	減価償却費	627
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		144,748
	経常収益	144,748
	運営費交付金収益	142,036
	事業収入	564
	受託収入	1,512
	寄附金収入	9
	資産見返運営費交付金戻入	606
	資産見返補助金等戻入	21
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	純利益（▲純損失）	▲ 57
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	57
	目的積立金取崩額	0
	総利益（▲総損失）	0

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		168,232
	業務活動による支出	144,178
	一般管理費	9,030
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	8,973
	業務経費	133,626
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	132,746
	受託経費	1,512
	寄附金事業費	9
	投資活動による支出	2,861
	固定資産の取得による支出	2,861
	新規貸付による支出	0
	財務活動による支出	777
	短期借入金の返済による支出	0
	不要財産に係る国庫納付による支出	777
	国庫納付金による支払額	0
	翌年度への繰越金	20,416
資金収入		168,232
	業務活動による収入	145,386
	運営費交付金による収入	143,301
	事業収入	564
	受託収入	1,512
	寄附金収入	9
	投資活動による収入	1,497
	固定資産の売却による収入	622
	貸付金の回収による収入	876
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前年度からの繰越金	21,349

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。